

3 環境基準の類型指定の状況

(1) BOD・CODに係る環境基準

(令和3年3月末現在)

水 域		該当 類型	達成 期間	当初の指定 又は 最終見直し 年月日
五 ヶ 瀬 川 水 系	五ヶ瀬川下流（亀井橋より下流） 北川（川島橋より上流に流入する小川、大内谷川等の河川を含む。） 祝子川下流（桑平橋より下流） 大瀬川下流（大瀬橋より下流）	A A A A	イ イ イ イ	平成16年 4月1日
	岩戸川（岩戸川に流入する土呂久川等の河川を含む。） 五ヶ瀬川上流（亀井橋より上流） 大瀬川上流（大瀬橋より上流）	AA A A	イ イ イ	昭和52年 2月25日
	祝子川上流（桑平橋より上流。祝子川の上流に流入する桧山谷川等の河川を含む。）	AA	イ	昭和58年 6月1日
	三ヶ所川（五ヶ瀬川合流点まで。三ヶ所川に流入する小谷川等の河川を含む。）	A	イ	
	綱の瀬川（五ヶ瀬川合流点まで。綱の瀬川に流入する猪の内谷川等の河川を含む。）	AA	イ	平成4年 4月1日
	曾木川（五ヶ瀬川合流点まで。曾木川に流入する大保下川等の河川を含む。）	AA	イ	
	細見川（細見川に流入する西の小谷川等の河川を含む。）	AA	イ	平成5年 4月1日
	日之影川（日之影川に流入する河川を含む。）	AA	イ	平成7年 4月1日
沖田川 水系	沖田川下流（沖田橋より下流） 浜川（全域）	B D	イ イ	平成16年 4月1日
延岡湾 水域	延岡湾（延岡市神戸町47番地の29地先黒礁と延岡市赤水町29番地の1地先鞍掛岬を結んだ直線及び陸岸に囲まれた海域）	海域A	イ	平成16年 4月1日
日地 豊先 海水 岸域	日豊海岸国定公園地先海域（浦城湾を含む。）	海域A	イ	昭和52年 2月25日
	北浦湾（北浦湾のうち日豊海岸国定公園を除く海域）	海域A	イ	昭和56年 5月15日
尾 末 湾 水 域	細島港（甲）（余島防波堤（計画されているものを含む。）、同防波堤北端と日向市と門川町の陸岸の境界点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域）	海域B	イ	
	細島港（乙）（細島検潮所と日向市大字日知屋5552-337番地を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域）	海域B	イ	昭和52年 2月25日
	尾末湾（細島港（甲）、細島港（乙）、門川漁港及び日豊海岸国定公園地先海域に係る海域を除く尾末湾）	海域A	イ	

水 域		該当 類型	達成 期間	当初の指定 又は 最終見直し 年月日
鳴子川 水 系	鳴子川（鳴子川に流入する中山川等の河川を含む。）	A	ロ	昭和62年 4月 1日
五十鈴 川水系	五十鈴川（五十鈴川に流入する津々良川、三ツ瀬川等の河川を含む。）	A	イ	昭和52年 2月25日
亀崎川 水 系	亀崎川（新開橋より上流）	B	イ	平成16年 4月 1日
塩見川 水 系	塩見川	A	ロ	昭和52年 2月25日
耳 川 水 系	耳 川（耳川に流入する十根川、坪谷川等の河川を含む。）	A	イ	昭和52年 2月25日
石並川 水 系	石並川	AA	イ	昭和58年 6月 1日
都農川 水 系	都農川（都農川に流入する上町川等の河川を含む。）	A	イ	平成 4年 4月 1日
名貫川 水 系	名貫川	AA	イ	昭和58年 6月 1日
平田川 水 系	平田川（平田川に流入する黒鯛川等の河川を含む。）	A	イ	平成 4年 4月 1日
小丸川 水系	小丸川上流（高城橋より上流。小丸川上流に流入する渡川、又江の原川等の河川を含む。）	AA	ロ	昭和49年 4月30日
	小丸川下流（高城橋より下流。小丸川下流に流入する切原川、鳴野川等の河川（宮田川を除く。）を含む。）	A	イ	
	宮田川上流（古港橋より上流。宮田川上流に流入する河川を含む。）	A	ロ	
	宮田川下流（古港橋より小丸川合流点まで。宮田川下流に流入する河川を含む。）	B	ハ	
一ツ瀬川 水系	一ツ瀬川上流（杉安井堰より上流。一ツ瀬川上流に流入する板谷川等の河川を含む。）	AA	ロ	昭和49年 4月30日
	一ツ瀬川下流（杉安井堰より下流。一ツ瀬川下流に流入する河川（鬼付女川及び三財川を除く。）を含む。）	A	ロ	
	鬼付女川（一ツ瀬川合流点まで。鬼付女川に流入する湯風呂川を含む。）	A	イ	平成16年 4月 1日
	三財川上流（前川合流点より上流。三財川上流に流入する前川を含む。）	AA	イ	昭和49年 4月30日
	三財川中流（前川合流点より山路川合流点まで。三財川中流に流入する山路川、八双田川等の河川を含む。）	A	ロ	
	三財川下流（山路川合流点より一ツ瀬川合流点まで。三財川下流に流入する河川を含む。）	A	ロ	

水 域		該当 類型	達成 期間	当初の指定 又は 最終見直し 年月日
広渡川 水系	広渡川上流（山澄橋より上流） 酒谷川上流（本町橋より上流） 酒谷川下流（本町橋より広渡川合流点まで）	AA AA A	イ イ ロ	昭和48年 1月20日
	広渡川下流（山澄橋から広渡橋まで）	A	イ	平成16年 4月1日
細田川 水系	細田川（細田川に流入する屋根田川、南郷川及び榎原川を含む。）	A	イ	平成6年 4月1日
福島川 水系	福島川上流（赤池滝より上流）	AA	ロ	昭和49年 4月30日
	福島川下流（赤池滝より下流。福島川に流入する初田川、善田川及び西方川を含む。）	A	ロ	
	大平川上流（末広橋より上流）	AA	ロ	
	大平川下流（末広橋より福島川合流点まで。大平川下流に流入する奈留川及び秋山川を含む。）	A	ロ	
日南海岸 地先水域	日南海岸国定公園区域内の海域（油津港（昭和54年宮崎県告示第525号別表の油津港をいう。）、外の浦港湾区域及び広渡川河口海域を除く。）	海域A	イ	昭和49年 4月30日
	串間地先海域（鹿児島県との境界から串間市都井岬南端に至る陸岸の地先海域（日南海岸国定公園区域内海域及び福島港湾区域を除く。））	海域A	イ	昭和52年 2月25日
	油津港（昭和51年12月に決定した油津港港湾改訂計画による東防波堤、同東防波堤西端と同計画による西防波堤東端を結ぶ線、同西防波堤及び陸岸によって囲まれた海域並びに堀川運河）	海域B	イ	昭和54年 4月24日
	広渡川河口海域（別記の水域）	海域A	イ	平成16年 4月1日
(別記) 北緯31度35分24秒、東経131度24分52秒（緯度及び経度は日本測地系である。）の地点を中心として半径1,500mの円内の海域であって、油津港（昭和54年宮崎県告示第525号別表の油津港をいう。）に係る部分を除いた海域。				

(2) 水生生物の保全に係る環境基準

(令和3年3月末現在)

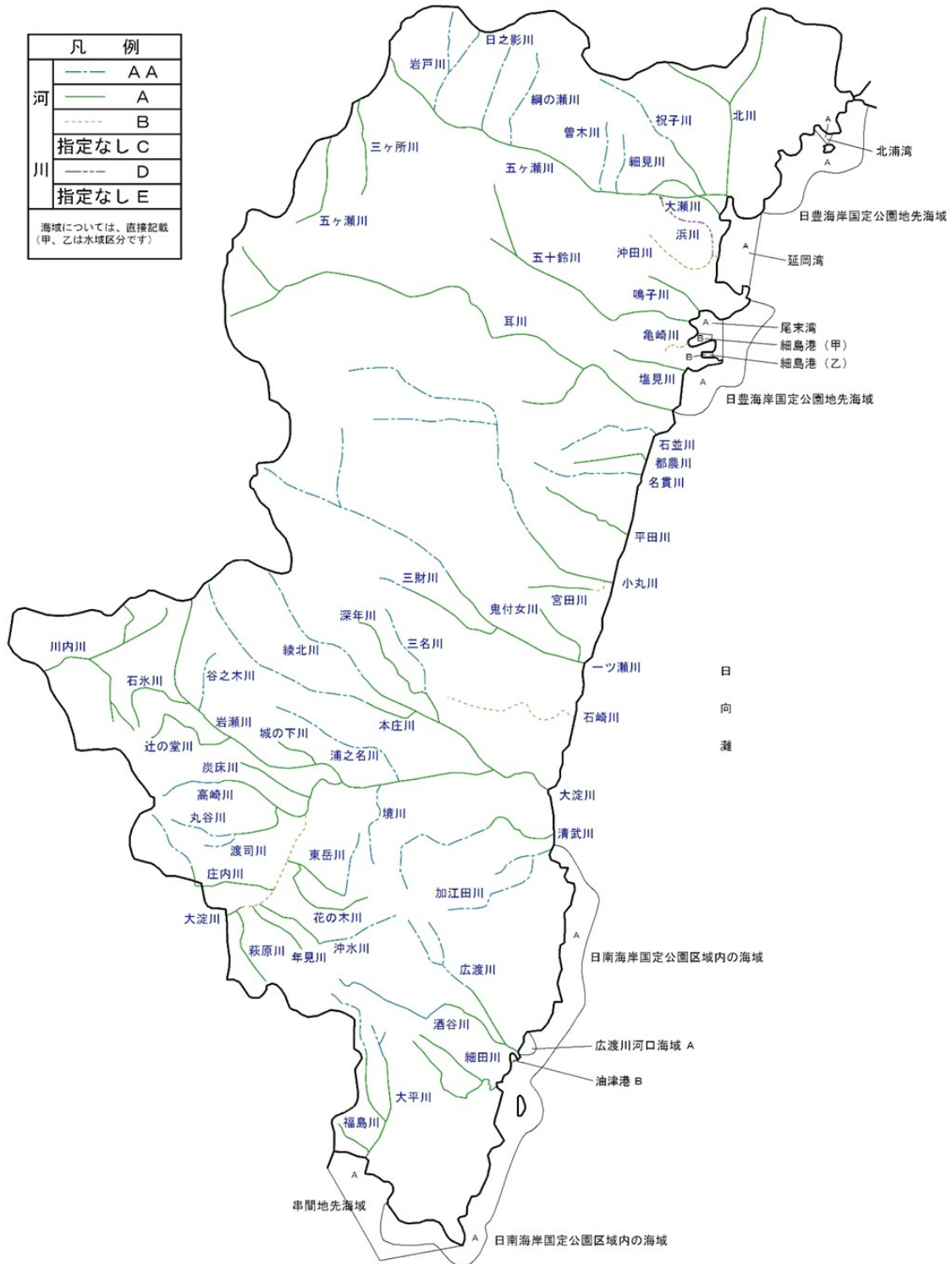
水 域		該当 類型	達成 期間	指定年月日
五ヶ瀬川 水系	五ヶ瀬川上流（水生生物）（熊本県区域を除く水ヶ崎橋より上流）	生物A	イ	令和2年 4月1日
	五ヶ瀬川下流（水生生物）（水ヶ崎橋より下流）	生物B	イ	
小丸川 水系	小丸川上流（水生生物）（高城橋より上流）	生物A	イ	令和2年 4月1日
	小丸川下流（水生生物）（高城橋より下流）	生物B	イ	
大淀川 水系	大淀川（水生生物）（鹿児島県境より下流）	生物B	イ	令和2年 4月1日
川内川 水系	川内川（水生生物）（熊本県区域を除く鹿児島県境より上流）	生物A	イ	令和2年 4月1日

(注1) 達成期間のイ：直ちに達成 ロ：5年以内で可及的速やかに達成
ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成

宮崎県類型指定図（BOD等に係る環境基準）

（令和3年3月31日現在）

凡 例	
河	AA
	A
川	B
	指定なし C
	D
	指定なし E
<small>海域については、直接記載 （甲、乙は水域区分です）</small>	



宮崎県類型指定図（水生生物の保全に係る環境基準）

（令和3年3月31日現在）

凡 例	
水生生物	 生物A
	指定なし 生物特A
	 生物B
	指定なし 生物特B

